

V 障がい者（児）福祉

1. 手帳の交付と相談

（１）身体障害者手帳の交付

手帳の交付は、視覚・聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動障害）、内部（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓）の障がいについて、指定医師の意見を参考にして知事が決定します。障がいの程度により１級から６級までの等級区分があり、１級が最重度となります。

（２）療育手帳の交付

手帳の交付は、東濃子ども相談センター又は知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対し、知事が決定します。Ａ１、Ａ２、Ｂ１、Ｂ２に区分され、Ａ１が最重度となります。

（３）精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障がいのため、長期にわたり生活への制約がある人を対象とした手帳交付制度です。手帳は知事の決定により交付します。障害の程度により１級から３級までの区分があり、１級が最重度となります。

（４）身体障害者・知的障害者相談員

身体障害者相談員１５名、知的障害者相談員３名が、それぞれ障がい者の地域生活、援護などについて相談に応じています。身体障害者更生相談は毎月第１月曜日（祝日及び１月２日～３日の場合は第２月曜日）に、知的障がい者なやみごと相談を毎月第１木曜日（祝日及び１月２日～３日の場合は第２木曜日）に総合福祉センターで行っています。※日程は祝日等により変更することがあります。広報紙に掲載していますのでご参照ください。

<身体障害者相談員業務状況>

相談内容：身体障害者手帳の交付、更生医療・医療費、補装具・日常生活用具、職業、施設入所・利用、貸付資金、年金・手当、税金・料金割引、結婚、生活、その他の援護制度

相談形態：訪問相談、自宅相談、その他

<知的障害者相談員業務状況>

相談内容：療育手帳の交付、補装具・日常生活用具、職業、施設入所・利用、貸付資金、年金・手当、税金・料金割引、結婚、生活、その他の援護制度

相談形態：訪問相談、自宅相談、その他

2. 医療費の助成

(1) 自立支援医療

①更生医療

身体上の障がいに対し、日常生活能力等の回復又は障がいを軽減、改善するために医療が必要な場合、医療費を助成します。

人工透析、人工股関節置換術、ペースメーカー埋込術、冠動脈バイパス術等の特定医療に対して支給されます。

②育成医療

18歳未満で、身体に障がいがあるか、現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められる児童で、治療により確実にその障がいや疾患が軽快すると期待できる場合、その医療費の一部を給付します。

③精神通院医療

精神疾患を有し、通院治療を受けている場合に、医療費の自己負担分を軽減する制度です。この制度を利用する人には、受給者証が発行されます。

なお、市民税非課税者については、自己負担分についても、次の福祉医療の助成制度により、助成されます。

(2) 福祉医療 〔担当課：保険年金課〕

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の級、療育手帳の判定によって、病院等で治療を受けた時の自己負担額（保険診療分）が助成されます。（詳しくは、P.47「Ⅷ 医療と手当」を参照してください。）

3. 障害福祉サービス

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律では、障がいの種別（身体、知的、精神、難病等）にかかわらず、その人が必要とするサービスが受けられるようサービス内容が一元化されています。具体的には以下のようなサービスを行っています。

(1) 居宅介護

自宅で入浴、排泄及び食事の介助などを行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由で常に介護が必要な人に、自宅での入浴、排泄、食事の介助、外出時における移動支援などを総合的にを行います。

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動時及び外出先において必要な視覚的情報の支援、移動の援護、排泄、食事等の介護、外出する際に必要となる援助を行います。

(4) 行動援護

判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援などを行います。

(5) 療養介護

医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活での介助を行います。

(6) 生活介護

常時介護を必要とする人に、昼間に入浴、排泄及び食事の介助などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

(7) 短期入所(ショートステイ)

施設での短期間の入浴、排泄及び食事の介助などを行います。(夜間も含みます)

(8) 重度障害者等包括支援

介護の必要がとて高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。

(9) 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄及び食事の介助などを行います。

(10) 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるように、身体機能及び生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

(11) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に対して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

(12) 就労継続支援

一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

(13) 就労定着支援

一般企業等に新たに雇用された人の就労継続を図るため、関係機関との連絡調整や、日常生活・社会生活を営む上での相談、指導、助言等の支援を行います。

(14) 自立生活援助

一人暮らしを希望する人に、自立した日常生活を送る上で必要な情報提供、助言、相談、関係機関との連絡調整等の環境整備に必要な援助を行います。

(15) 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。

4. 相談支援

(1) 地域移行支援

入所・入院している人のうち、地域生活への移行のための支援を行います。

(2) 地域定着支援

居宅で単身等で生活する人のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保など緊急時等に相談や必要な支援を行います。

(3) 計画相談支援

障害福祉サービスを適切に利用できるようサービス等利用計画の作成や見直しを行うとともに指定事業者等との連絡調整を行います。

＜近隣の身体障がい者施設＞

(令和5年4月1日現在)

施 設 名	所 在 地
県立サニーヒルズみずなみ	瑞浪市陶町 657-34
飛翔の里第二生活の家	中津川市千旦林源済 1632-75
長良医療センター	岐阜市長良 1300-7
県立陽光園	美濃市立花 1155-5
県立三光園	山県市大桑 3606
春日苑	春日井市廻間町 703-1
夢の家	春日井市明知町 1030-1
ハートランド小牧の杜	小牧市大山岩次 208-8
東名古屋病院	名古屋市名東区梅森坂 5-101
青い鳥医療療育センター	名古屋市西区中小田井 5-89

＜近隣の知的障がい者施設＞

(令和5年4月1日現在)

施 設 名	所 在 地
第一陶技学園（入所部）	多治見市姫町 2-2
第二陶技学園	多治見市姫町 2-2
岐阜県立はなの木苑	土岐市泉町久尻 1512-2
陶技学園みずなみ荘	瑞浪市稲津町萩原 1660-182
恵那たんぽぽ作業所	恵那市長島町久須見 1083-35
アメニティーハウス・エナ	恵那市長島町久須見 1083-35
可茂学園	可児市瀬田 1648-9
しおなみ苑	加茂郡八百津町南戸 397-4
ひまわりの丘	関市桐ヶ丘 3-2
県立ひまわりの丘第二学園	関市桐ヶ丘 3-2
県立ひまわりの丘第三学園	関市桐ヶ丘 3-2
美谷の里	関市武芸川町谷口 2069
岐阜県立みどり荘	岐阜市中西郷 1-55
ホーリークロスホーム	土岐市泉町久尻 2431-140

<近隣のグループホーム>

(令和5年4月1日現在)

施 設 名	所 在 地
共同生活とうぎ	多治見市姫町2-2
C Sポート	多治見市平和町6-364
同朋会東濃ケアホーム	多治見市笠原町1661-4
Gio Home	多治見市大正町1-4-2
こだまのいえ IP 北丘	多治見市北丘町8-1-269
優が丘ホーム	多治見市旭ヶ丘7-16-57
和	多治見市東町2-47-6
グループホームさんらいず	多治見市笠原町1647-95
共同生活ラップ	多治見市池田町4-197
ホーリークロスヴィレッジ	土岐市泉岩畑町3-2
恵那たんぽぽグループホーム 1	恵那市長島町久須見1083-35
恵那たんぽぽグループホーム 2	恵那市長島町久須見1083-35
障害者地域支援センター 結	中津川市栄町1-1
ホーム・ラミー	岐阜市芥見1-266
くわばら荘	羽島市桑原町小藪875-1
美谷ホーム	関市武芸川町谷口2069
福祉ハウス a i	各務原市鵜沼朝日町4-259-1
医療法人春陽会	郡上市美並町大原316
フレンドホームこすも	小牧市池之内1270-1
わかみずグループホーム	名古屋市千種区上野3-9-15

<近隣の障がい者通所施設>

(令和5年4月1日現在)

施 設 名	所 在 地
社会福祉法人多治見市社会福祉協議会優が丘	多治見市旭ヶ丘 7-16-71
C-POWER WorkingSupport ドーラ	多治見市池田町 1-78
そら	多治見市池田町 5-53
SWINGU	多治見市池田町 1-78
ピュアハート姫	多治見市大藪町 849-1
フレンズ	多治見市京町 2-185
ルイメイ多治見	多治見市太平町 4-51
COLOR WORK	多治見市宝町 2-9
けやきカレッジ	多治見市根本町 3-90
りあん	多治見市光ヶ丘 4-27-5
TRID	多治見市宮前町 1-145-3
けやき	多治見市平和町 6-364
第2けやき	多治見市平和町 5-28
第3けやき	多治見市平和町 7-23
第4けやき	多治見市平和町 7-49
就労継続支援B型ひまわり	多治見市虎溪山町 5-30-15
ペイフォワード多治見	多治見市太平町 4-34-3
パテ	多治見市池田町 1-78
Hitsujigumo・Sun	多治見市本町 3-3-5
障がい者就労継続支援A型事業所 あいぽいんと	多治見市山下町 11-2
社会福祉法人多治見市社会福祉協議会 なごみの杜「かさはら」	多治見市笠原町 2200-230
はだし工房共同作業所	多治見市笠原町 1647-788
おといろアイランド	多治見市本町 4-61
天使の居場所	多治見市前畑町 5-21-1
障がい者就労継続支援B型事業所 あいぽいんと	多治見市北丘町 4-17-28
東濃自閉症援助センター「かさはら」	多治見市笠原町 1661-5
ホーリークロスホーム	土岐市泉町久尻 2431-140
ホーリークロスワーク	土岐市泉町久尻 2431-160
東濃ワークキャンパス	土岐市泉町河合 1124-1
シンセリティー 土岐事業所	土岐市泉町久尻 1447-23
就労支援多機能型事業所ニッチ	土岐市泉岩畑町 4-12
クローバー工房	土岐市泉が丘 4-134
アルムの家	土岐市土岐口中町 4-96
生活支援ハウス un・un	土岐市肥田町浅野 799
縁	土岐市土岐津町土岐口 2339-1

寺子屋	土岐市泉町久尻 50-17
こだま	土岐市泉神栄町 1 - 7
恵那たんぽぽ作業所 通所部	恵那市長島町久須見 1083-35
ウエル協和	恵那市長島町中野 1269- 2
けやき可児	可児市広見 661- 2
コペルコ可児	可児市広見 1119- 3
笑夢	可児市広見 1302-30
コンパス	可児市川合 862- 1
笑留	可児市広見 2 -17

5. 地域生活支援事業

(1) 障害者理解のための研修・啓発事業

障がいのある方の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるため、研修及び啓発を行います。

(2) 障害者・家族等の自発的活動支援事業

障がいのある方やその家族及び地域住民などにより自発的に行われる、障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動であって、社会福祉事務所長が適当と認めたものに対する支援を行います。

(3) 相談支援事業

障がいのある方や、その家族などからの生活や就労についての相談や身体、知的、精神障がいについての専門的な相談に応じるとともに、成年後見制度、福祉サービスの情報提供などを行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がいのある方の相談に応じ、成年後見制度の利用に係る必要な情報の提供及び助言又は費用の助成等を行います。

成年後見人制度や関連機関については、P. 7 (7) 成年後見制度 参照。

(5) 市民後見人等人材育成事業

成年後見制度の利用にあたり、親族以外の人が後見人となる市民後見人を育成します。

(6) コミュニケーション支援事業

① 手話通訳者等派遣事業

手話通訳員が福祉課に常駐し、市役所外に出張することもあります。また、聴覚障がい者が、公的機関などに出掛ける時に、円滑なコミュニケーションを図るため、市に登録した手話通訳者、要約筆記者、要約筆記奉仕員を派遣しています。

② 点訳・音声訳等支援事業

視覚障がい者に、市が発行した文書などの点訳又は音声訳のサービスを提供する事業です。

(7) 日常生活用具給付等事業

在宅の重度障がい者（児）に対し、日常生活を容易にするために、障がいの内容により、電気式たん吸引器、視覚障がい者用拡大読書器、ストマ用装具、入浴補助用具等の日常生活用具の給付を行っています。また、在宅の身体障がい者（児）に対し、日常生活を容易にするために、障がいの内容により、先進的な福祉機器（パーソナルコンピュータ等）を購入した場合に費用の一部を助成しています。

(8) 意思疎通支援者養成事業

手話奉仕員その他聴覚障害者等の意思疎通の円滑化を図る事業に従事する者を養成するため、希望者に対し養成研修を行います。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に、外出を支援するヘルパーを派遣します。

支援内容は、官公庁や金融機関、公的行事、地域の集会、生活必需品の買い物など、社会生活を営む上で必要不可欠な外出と、レクリエーションや観劇、外食など余暇活動等の社会参加のための外出があります。

(10) 地域活動支援センター事業

雇用や就労が困難な障がいのある方に、通所による創作的活動や生産活動の機会の提供・社会との交流の促進・機能訓練や社会適応訓練などを目的とした支援を行います。

(11) 訪問入浴サービス事業

自宅で入浴することが困難な身体障がいのある方に、車両で浴槽を運搬して、自宅で入浴を行います。

(12) 知的障害者職親支援事業

知的障がいのある方を対象に、一定期間、職親（知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（法人である場合を含む。））に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行い、雇用の促進を図るサービスを提供します。

(13) 日中一時支援事業

日中に介護する人がいないため、一時的に見守りなどの支援が必要な障がいのある方に、日中一時支援事業所において、活動の場を提供し、見守りをを行います。

(14) 生活サポート事業

障がいのある方等及び難病患者のうち、社会福祉事務所長が必要と認めた方に対して、健康指導、生活支援、家事援助その他社会福祉事務所長が必要と認めるサービスを提供します。

(15) 社会参加促進事業

① 身体障害者用自動車改造費等助成事業

障がいのある方本人又は同一世帯の人が所有する自動車の操行装置、駆動装置、車いす等昇降装置の取付けなどの改造をする場合に、その費用の一部を助成しています。

② 障害者自動車運転免許取得費助成事業

障がいのある方が、自動車運転免許を取得した場合に、免許取得費用の一部を助成しています。

③従事者養成研修事業

コミュニケーション支援事業又は声の広報等発行事業に従事する者を養成するため、希望者に対し養成研修を行います。

④声の広報等発行事業

視覚障がい者のためにボランティア団体の協力を得て広報たじみ等を音訳し、CD等に収録して希望者に配布しています。また多治見市のホームページでも音訳広報を掲載しています。

(16) 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

重度訪問介護の受給者証の交付を受けている方が大学等へ修学するにあたり、通学や大学等の敷地内において身体介護等の提供を受ける場合の費用の一部を助成します。

(17) 高額地域生活支援事業

地域生活支援事業（移動支援・地域活動支援センター・訪問入浴サービス・日中一時支援）のサービス提供を受けた利用者が負担した額に対して、負担上限月額を超える額を給付します。

6. 補装具、その他の交付・給付

(1) 補装具の交付、修理

身体障がい者（児）等の失われた身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具で、職業その他日常生活の向上を図ること等を目的として、義足、補聴器、車いす等の補装具の交付や修理を行っています。

(2) 重度障害者紙おむつ購入費助成事業

在宅の重度障がい者（児）が、紙おむつ等を購入した場合に費用の一部を助成しています。

(3) 重度身体障害者介助用自動車購入費等助成事業

車いす等を使用する在宅の重度身体障がい者（児）の介助者のための自動車を、リフト付き等に改造又は購入する場合に費用の一部を助成しています。

(4) 要電源重度障がい児者災害時等非常用電源装置等整備事業

重度障がい児者の方が使用する人工呼吸器等が、災害による停電時でも機器を利用でき、障がい児者本人が日常生活を継続できるよう、非常用電源装置の購入費の一部を助成しています。

(5) 障害者交通費助成事業

障がい者が公共交通機関を利用して通所施設に通うために必要な交通費の一部を助成しています。（ただし、障がい者本人とその同一世帯全員が非課税である場合に限る）

7. 障害者福祉タクシー利用料金助成

在宅の身体障害者手帳 1、2、3 級及び身体障害者手帳 4 級のうち下肢・体幹機能障害、視覚障害の方、療育手帳 A、A1、A2、B1 の方、精神障害者保健福祉手帳 1、2 級の方が、タクシー（福祉有償運送車両を含む）を利用する場合に、初乗運賃相当分を助成しています。ただし、自動車税種別割又は軽自動車税種別割の減免措置を受けている方は、助成の対象外です。（令和 2 年 10 月 1 日改正）

8. リフト付福祉タクシー運行料金助成

車いすやストレッチャーのまま乗ることができるリフト付福祉タクシーのひと月の利用額が、一定額を越えた場合に助成します。（助成限度額 10,000 円）